

○ 防災相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、岡山県（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）との間で、特殊災害の発生または発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第74条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡および相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めることおよび発生を防止することを目的とする。

(定 義)

第2条 特殊災害とは、石油コンビナート地帯における油火災、備讃瀬戸海域におけるタンカー事故による油の流出等の広域かつ大規模な災害をいう。

(通報および連絡)

第3条 甲または乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生し、または発生のおそれのある場合、乙または甲に対しすみやかにその状況を通報するとともに相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第4条 甲または乙の行政区域内に特殊災害が発生した場合ならびに発生のおそれのある場合で、被害を最小限に防止するため必要があると認めるときは、乙または甲に対して応援の要請をすることができる。

(応援事項)

第5条 前条の応援要請事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況および応急措置等に関する情報資料の提供。
- (2) 流出油処理剤、化学消火剤およびオイルフェンス等必要資機材の援助。
- (3) 職種別に必要な人員の派遣。
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項。

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、受援者の負担とする。ただし、特に必要がある場合には、甲および乙が協議して定めることができる。

(連絡協議会)

第7条 甲および乙の相互応援体制の円滑化をはかるため、甲、乙および関係市町村等をもって構成する特殊災害防災連絡協議会を設置し、別に定めるところにより、必要のつど会議を開催するものとする。(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

付 則

- 1 この協定は、昭和48年5月10日から施行する。
- 2 この協定書は、2通作成し、甲、乙各1通を所持する。

昭和48年5月10日

甲 岡 山 県
知 事 長 野 士 郎

乙 香 川 県
知 事 金 子 正 則